

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部  
を改正する規程のあらまし

- 1 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いについて、規定の整備を行います。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行します。